第一条第一項第二号中「第二十八条に規定する基本的項目の額」を「第二十五条の算式における自己資本の額」に改め、同条第二項中「前項第一号の普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及びその他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額」を「前項第一号に定める額」に改め、「ものとし」の下に「、連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（以下この条、第四条及び第五条において同じ。）が正の値である場合の当該評価差額（前項第一号の普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に算入される部分に限る。）を控除するものとし」を加え、「その他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該評価差額を控除するものとし」を「その他有価証券評価差額調整差益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定する」を「から」に改め、同条第三項中「第一項第二号の基本的項目の額」を「第一項第二号に定める額」に改め、「ものとし」の下に「、その他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該評価差額を控除するものとし」を加える。

第四条第一項を次のように改める。

全国連合会（法第二条第四号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる全国連合会の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　国際統一基準全国連合会（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下この項において「信用金庫等自己資本比率告示」という。）第一条第九号の三に定める信用金庫連合会のうち、全国を地区とするものをいう。次項において同じ。）　信用金庫等自己資本比率告示第十九条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額及び同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額

二　国内基準全国連合会（信用金庫等自己資本比率告示第一条第九号の二に定める信用金庫連合会のうち、全国を地区とするものをいう。第三項において同じ。）　信用金庫等自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額

第四条第二項中「前項の基本的項目の額」を「前項第一号に定める額」に、「全国連合会が」を「国際統一基準全国連合会がその」に改め、「ものとし」の下に「、その他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額（同号の普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額に算入される部分に限る。）を控除するものとし」を加え、「当該全国連合会」を「当該国際統一基準全国連合会」に改め、同条に次の一項を加える。

３　第一項第二号に定める額の算定に当たっては、国内基準全国連合会がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、その他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該評価差額を控除するものとし、当該国内基準全国連合会の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基準全国連合会の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

第五条第一項第二号中「第十七条に規定する基本的項目の額」を「第十四条の算式における自己資本の額」に改め、同条第二項中「前項第一号の普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及びその他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額」を「前項第一号に定める額」に改め、「ものとし」の下に「、その他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額（同号の普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に算入される部分に限る。）を控除するものとし」を加え、同条第三項中「第一項第二号の基本的項目の額」を「第一項第二号に定める額」に改め、「ものとし」の下に「、その他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該評価差額を控除するものとし」を加える。

○金融庁告示第二十七号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二等の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部改正）

第一条　次に掲げる告示の規定中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金」を「存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）」に改める。

一　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第百一条第二項第五号

二　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第七十九条第二項第五号

三　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第九十九条第二項第五号

四　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第七十六条第二項第五号

五　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）第七十七条第二項第五号

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第二条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第一号の表㈠ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表㈡ｇ中「株式」を「出資」に改める。

附則別紙様式第二号の表㈠ｂ中「経過する」の下に「日」を加え、同表㈠ｄ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表㈠ｈ中「経過する」の下に「日」を加える。

別紙様式第一号の表㈠ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第二号の表㈠ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表㈠ｇ中「経過する」の下に「日」を加える。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第三条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第二号中「厚生年金基金」を「年金基金」に改める。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第四条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「厚生年金基金」を「年金基金」に改める。

附則別紙様式第二号の表中「特別目的会社を除く。」を「特別目的会社等を除く。」に改める。